

外務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画（外務省の実施計画）

平成19年10月19日
外務省大臣官房長

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）に基づき、平成19年度から平成24年度までの期間を対象として外務省の具体的措置を定める実施計画を以下のとおり策定する。

なお、平成13年度を基準として、当該関係施設の事務及び事業に伴い、直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減することを目標とする。

また、本計画の実効性を確保するため、毎年計画の進捗状況を点検すると共に、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

1. 財やサービスの購入・使用に関するもの

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

（1）低公害車の導入

- （イ）当省において国内で保有する一般公用車について、低公害車の比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても低公害車化を検討する。
- （ロ）燃料電池自動車について、その実用性を考慮しつつ導入を検討する。
- （ハ）車の買い換えに当たっては、使用実態を踏まえ、必要最小限の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

（2）自動車の効率的利用等

（イ）公用車等の効率的利用等

- ①公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均概ね85%以下とすることに向けて努めることとし、このため、公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ②震が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、業務時の移動において、極力鉄道、バス等公共機関の利用を推進する。

- ・警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

- ・業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が真にやむを得ないと認められる場合

③有料道路を利用する公用車については、E T C 車載器を今後とも維持する。

(3) 自転車の活用

日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、「霞ヶ関自転車利用システム」(平成11年2月)の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

(イ) 省エネルギー型O A機器等の導入等

エネルギー消費の多いO A機器、家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たっては計画的に実施する。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

(ロ) 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たっては計画的に実施する。

(5) 用紙等の使用量の削減

用紙類の使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないように努めることとし、このため、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を極力図るよう努める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

(イ) 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

(ロ) 木材、再生品等の活用

間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(7) ハイドロフルオロカーボン (H F C) を使用した製品等の購入・使用の促進

①庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

②エアゾール製品を使用する場合にあつては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

(8) その他

(イ) その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ①温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の選択を計画的に実施する。
 - ②バイオマス燃料、都市ガス、L P G等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を極力図るよう努める。
 - ③省エネルギー診断など温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する役務の選択を計画的に実施する。
- (ロ) 製品等の長期使用等
詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を極力図る。
- (ハ) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びH F Cを使用しない機器への変更を促す。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促すよう努める。
- (ニ) 購入時の過剰包装の見直し
過剰に包装された商品の購入を極力避ける。
- (ホ) メタン (C H₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の排出の抑制
- ①エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
 - ②庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2. 建築物の建築、管理等に関するもの

- (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
- ①既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を重点的に実施するとともに、適正な運用管理の徹底に努める。
 - ②E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入の可能性を検討する。
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- ①廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
 - ②建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
 - ③木材の利用や、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、

HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

④設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

⑤電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

①温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。

②庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

①庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房は28度程度、暖房は19度程度）を図る。

②コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

①燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの計画的な有効利用を極力図るよう努める。

②庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(7) 水の有効利用

建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。

(8) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

①既に60kWの太陽光発電及び2,429㎡の建物の緑化を整備済みであり、新築の庁舎についても、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図る。

②既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、計画期間である平成19年度から平成24年度までに、追加的に66kWを目途として太陽光発電の導入を図る。

③太陽光発電の導入及び建物の緑化に関して設置可能な場所については、できる限り計画的な整備を進める。

(9) その他

(イ) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

①建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

②建設廃棄物の抑制を図る。

(ロ) 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

①建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法の採用に努め、環境への配慮を重視し

た企画の提案などの採用を進める。

- ②敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管値の管理に当たって環境の保全を図る。

(ハ) 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ①施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。
- ②機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

(ニ) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

(イ) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ①事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にすることをに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を引き続き図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底するよう努める。
- ②エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。
- ③省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ⑤夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビス」を励行する。
- ⑥冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑦深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー使用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上に関与する要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。
- ⑧職員の福利厚生の上に関与する要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的

消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

⑨昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

⑩庁舎の使用電力購入に際して、平成19年度から省CO₂化の要素を考慮した裾切方式を採用した購入方法を導入する。

⑪庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

(ロ) 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にすることに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を極力図る。

(ハ) 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯などを実施する。

(2) ゴミの分別

①事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

②分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

③不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

①事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることに向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図るよう努める。

②食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収が行えるよう検討する。

4. 職員の地球温暖化対策に関する意識向上

省内誌、パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

5. 在外公館での取組

本邦所在以外の在外公館にあつては、上記本省における取組を踏まえ、地域の実情に即し、積極的に地球温暖化対策に取り組むものとする。

6. 外務省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画はその進捗状況及び実施状況については会計課と気候変動室が協力して評価・点検を行い、目標達成における実効性を確保するものとする。

7. モデルとなる霞が関官庁街の形成

新しい技術・システムの率先的な導入や関係府省間の有機的連携を通じて、霞が関周辺において「省CO₂型官庁街」の形成を図る。

具体的には、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に設置するワーキンググループ等において、関係府省が緊密に連携して、以下の事項等を進める。

- (1) 燃料電池の加速的導入
- (2) 太陽光発電、風力発電等の新エネルギー等の一層の導入
- (3) 省CO₂に資するエネルギー源の選択
- (4) 電力負荷平準化に資する蓄熱システムやガス冷房等の導入
- (5) 庁舎敷地における舗装改修時の保水性舗装等の導入
- (6) 施設の適正な運用管理の徹底
- (7) 共用自転車システムの高度化
- (8) 緑化の一層の推進

(了)

【外務省(全体)】

外務省温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成18年度	平成22~24年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	225,138	147,008	147,008	-35%
施設のエネルギー使用量	kg-CO2	6,865,954	6,456,451	6,416,218	-7%
電気	kg-CO2	5,657,850	5,555,672	5,488,420	-3%
（電気使用量）	kWh	14,967,858	14,697,545	14,519,629	-3%
（電気の排出係数）	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	
電気以外	kg-CO2	1,208,104	900,779	927,798	-23%
その他	kg-CO2	65,636	17,909	17,909	-73%
合計	kg-CO2	7,156,728	6,621,368	6,581,135	-8%

【研修所】

※ 平成15年度末に同敷地内に別館等を増築したことにより、研修所の総面積が約25%増えたため、平成13年度と比べ温室効果ガス排出量を減らすことは困難なため、平成18年度と比較して温室効果ガス排出量を増やさないことを目標とする。

【外務省本省】

外務省本省温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	213,022	147,008	147,008	-31%	
施設のエネルギー使用量	kg-CO2	5,916,203	5,487,255	5,455,478	-8%	
電気	kg-CO2	4,981,221	4,813,330	4,761,338	-4%	
	(電気使用量)	kWh	13,177,834	12,733,676	12,596,131	-4%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	934,982	673,925	694,140	-26%
その他	kg-CO2	20,825	17,725	17,725	-15%	
合計	kg-CO2	6,150,050	5,651,988	5,620,211	-9%	

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 照明インバーター安定器の導入
- (2) 太陽光発電の導入

42.1t-CO2
9.9t-CO2

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む)
- (2) O A機器の省エネルギー型への移行・更新
- (3) 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止
- (4) 昼休みの業務上照明が必要な箇所を除く消灯
- (5) 夜間における照明を必要最小限にするよう徹底

●
●
●
●
●

※削減対策に対するコメント

- ：対策を見込んでいるものの効果未算定

【研修所】

研修所温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	6,222	0	0	-100%	
施設のエネルギー使用量	kg-CO2	456,847	605,627	602,338	32%	
電気	kg-CO2	251,122	446,660	438,602	75%	
	(電気使用量)	kWh	664,344	1,181,640	1,160,322	75%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	205,725	158,967	163,736	-20%
その他	kg-CO2	0	0	0	0%	
合計	kg-CO2	463,069	605,627	602,338	30%	

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 照明インバーター安定器の導入
- (2) 窓ガラス面遮断フィルム貼り付け
- (3) 太陽光発電の導入
- (4) 便所照明の人感センサー導入

8.1t-CO2

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む)
- (2) O A機器の省エネルギー型への移行・更新
- (3) 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止
- (4) 昼休みの業務上照明が必要な箇所を除く消灯
- (5) 夜間における照明を必要最小限にするよう徹底

※削減対策に対するコメント

- ：今後予算要求予定又は対策を見込んでいるものの効果未算定

【飯倉別館・外交史料館・外交史料館別館等】
飯倉別館・外交史料館・外交史料館別館等
温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	5,894	0	0	-100%
施設のエネルギー使用量	kg-CO2	492,904	363,570	358,403	-27%
電気	kg-CO2	425,507	295,683	288,481	-32%
(電気使用量)	kWh	1,125,680	782,229	763,176	-32%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	
電気以外	kg-CO2	67,397	67,887	69,922	4%
その他	kg-CO2	44,811	184	184	-100%
合 計	kg-CO2	543,609	363,754	358,587	-34%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 高輝度誘導灯の導入 ●
- (2) 照明インバーター安定器の導入 ●
- (3) 断熱ガラス等の導入 ●
- (4) 便所照明の人感センサー導入 ●
- (5) 太陽光発電の導入 ●

7.2t-CO2

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) ●
- (2) O A機器の省エネルギー型への移行・更新 ●
- (3) 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止 ●
- (4) 昼休みの業務上照明が必要な箇所を除く消灯 ●
- (5) 夜間における照明を必要最小限にするよう徹底 ●

※削減対策に対するコメント

- ：今後予算要求予定又は対策を見込んでいるものの効果未算定